

財務省告示第四百五十三号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十
 三条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消
 却したので、その国債の名称等を別表のとおり告
 示する。

平成十六年十月十三日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	国債の名称	記号	買入 消却 の 総額	額面金額 の 総額	額面金額 の 買入 価格
	割引国庫債券 （三年）	第十回	日九平 月成 二 十 六 年	三 百 万 円	十 九 十 九 円 九 銭
	割引国庫債券 （五年）	第百二十一回	日九平 月成 二 十 六 年	九 百 万 円	十 九 十 九 円 九 銭
	第百二十一回	日九平 月成 二 十 六 年	六 百 万 円	十 九 十 九 円 九 銭	
	第百二十一回	日九平 月成 二 十 六 年	九 百 万 円	十 九 十 九 円 九 銭	
	第百二十一回	日九平 月成 二 十 六 年	二 千 七 百 万 円	十 九 十 九 円 九 銭	
			四 千 五 百 万 円		